

第24期 第9回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和3年3月30日

伊予市農業委員会

第 2 4 期

第 9 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 3 月 3 0 日（火）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 9 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

| | |
|-------------|-------|
| 農業委員会委員 | 1 9 名 |
| 農地利用最適化推進委員 | 1 8 名 |
| 事務局 | 局長 |
| | 次長 |
| | 係長 |
| | 係長 |

議事日程

| | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 3 件 |
| | 議案第 44 号 令和 2 年度農用地利用集積計画(第 8 号)について | 1 件 |
| | 議案第 45 号 農用地利用配分計画(案)について | 1 件 |
| | 議案第 46 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| | 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| | 議案第 48 号 非農地証明願いについて | 2 件 |
| | 議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外） | 5 件 |
| | 議案第 50 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 17 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について | 3 件 |
| | 報告第 18 号 農地法第 18 条の規定に基づく解約通知について | 3 件 |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第9回3月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思えます。

議席番号1番 ○○ ○○ 委員、2番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

番号1、2につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

| | | | |
|-------|------------|---------------|-----|
| 譲渡人 | 宮下 | ○○ | ○○ |
| 譲受人 | 松山市 | ○○ | ○○ |
| 申請地 | 宮下 | 田 | 外4筆 |
| 申請理由 | (譲渡人) | 農地管理困難、経営規模縮小 | |
| | (譲受人) | 新規就農 | |
| 権利の種類 | 10年間の賃借権設定 | | |

2番

| | | | |
|-----|-----|----|----|
| 譲渡人 | 宮下 | ○○ | ○○ |
| 譲受人 | 松山市 | ○○ | ○○ |
| 申請地 | 宮下 | 畑 | |

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難、経営規模縮小
(譲受人) 新規就農
権利の種類 10年間の賃借権設定

1番2番に共通する事項

譲受人の作付予定作物 愛媛果試28号・施設せとか・カラマンダリン・ユーカリ・アカシア・水稻・サトイモ
議案1番の土地には、施設せとかを新植予定。2番は簡易ハウス28号の成木園です。
主な農機具所有予定 動噴、軽バン、倉庫、APハウス等を順次購入予定です。
労働力 常時1人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

第2号から第5号までは提出された書類で、許可要件を満たしていることが確認できています。

以上です。

議長

番号1、番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんはご主人が〇年前に亡くなられて、耕作ができないとのことで、以前から耕作者を探してはじめて、やっと耕作者が見つかったとのことです。耕作者の〇〇さんは、松山市の方ですが、宮下へは近いところの方です。〇〇さんは、年末の紅マドンナの収穫時期に体調を崩されまして、〇〇の研修生に手伝ってもらいながらなんとか収穫したと聞いていますが、その時に、研修生の〇〇さんとの話がまとまったとのことです。面積は少ないですが施設の紅マドンナということです。〇〇さんはいろいろと頑張っていたと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議長

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

農業を始めようと思ったのは、自分の年齢と、父の農業を引き継ぐことを考えて農業をやろうと思いました。父が水稲をしていますが、私は柑橘をやりたいと思っていますので、松山の〇〇に住んでいますが、通えるところで柑橘ができる宮下で柑橘をメインで就農したいと思った次第です。

就農計画ですが、水稲、野菜、花木、果樹を考えています。

水稲は父から引き継ぎ、野菜は家の近くで里芋を、花木は松山市に成木園がありますので収入につながるということで、やっていきたいと思っています。〇〇で研修を行いましたので、そこで学んだ知識と経験を活かして、将来的には柑橘を経営の主体としたいと考えています。作目についてですが、柑橘は果試 28 号とせとか、カラマンダリン、甘平、花木はユーカリ、アカシアが成木なので収入につながります。

就農するにあたり、5年の間に動噴、マルチャー、軽バンなどの購入、倉庫がないので、ハウス倉庫を建てたいのと、APハウスはせとかのために、ドローンは水稲で省力化のために考えています。それ以外は父が持っているものをリースします。以上になります。

議長

松山市の〇〇から通われるということで、地区外になりますので、地元の方々との付き合いを綿密にやっていただき、地域との共生を図っていただくようお願いします。

〇〇委員

地元の区長さんも大いに賛成してくれるということですので、地域に溶け込んでいただきますようよろしくお願いします。

〇〇委員

賃貸料はどれぐらいになりますか。無償で借りておられるのですか。

〇〇さん

貸料は発生していますが、水利費と固定資産税程度の額になります。

<新規就農者退室>

議長

番号1、番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1、番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

| | | | |
|------------|-----------------|----------------|----|
| 譲渡人 | 松山市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 譲受人 | 大平 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申請地 | 大平 | 畑 | |
| 譲受人の耕作面積 | 〇〇 | m ² | |
| 申請理由 | (譲渡人) | 農作業従事困難 | |
| | (譲受人) | 経営規模拡大 | |
| 権利の種類 | 売買による | 所有権移転 | |
| 譲受人の作付作物 | 米・野菜・果樹・キウイフルーツ | | |
| 主な農機具の保有状況 | 農作業自動車 | 3台 | |
| 労働力 | 常時 | 4人 | |
| 周辺農業経営への影響 | 特に | 支障なし | |

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは、お勤めの方で、父から相続したのですが、今後耕作できる見込

みもなく、地元の〇〇さんへ耕作をお願いしたということです。ご審議の程よろしくお
願いします。

〇〇農業委員

引受人の〇〇さんは〇〇歳と高齢なのですが、後継者はいらっしゃいますか。

〇〇農業委員

後継者は確認できていませんが、常時従事者が4名と一族で周辺の3ヘクタールを耕
作していき、精力的に地域で耕作していますので問題ないと思いました。

当該農地は、耕作に適した場所ではなく、荒廃が見込まれる農地ということで、〇〇
さんが当該農地の隣接地を管理していき、〇〇さんなら管理ができるということで
話がまとまりました。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第44号 令和2年度農用地利用集積計画(第8号)について

■議案第45号 農用地利用配分計画(案)について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用
地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第45号 農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計
画(案)について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

| | | |
|------------------|-----|-------------------|
| 利用権の設定を受ける者(借り手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者(貸し手) | 松山市 | 〇〇 〇〇 |

| | |
|---------|------------------------------|
| 利用権設定地 | 三秋 畑 外2筆 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年4月1日～令和13年3月31日の 10年間 |
| 作付け予定作物 | 果樹 |

2番

| | |
|------------------|------------------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 松山市 ○○ ○○ |
| 利用権設定地 | 三秋 畑 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年4月1日～令和13年3月31日の 10年間 |
| 作付け予定作物 | 果樹 |

3番

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 伊予郡松前町 ○○ ○○ |
| 利用権設定地 | 下三谷 田 外1筆 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | 水稻 |

4番

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 下三谷 ○○ ○○ |
| 利用権設定地 | 下三谷 田 外1筆 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | 水稻 |

5番

| | |
|------------------|-----------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 下三谷 ○○ ○○ |

| | |
|---------|-----------------------------|
| 利用権設定地 | 下三谷 畑 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | 水稲 |

6番

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 下三谷 ○○ ○○ |
| 利用権設定地 | 下三谷 田 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | 水稲 |

7番

| | |
|------------------|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 上野 ○○ ○○ |
| 利用権設定地 | 上野 田 外1筆 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | 水稲 |

続きまして、議案45号について（農地中間管理機構が借りる。）

1番

| | |
|------------------|------------------------------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 ○○ ○○ |
| 利用権を設定する者（貸し手） | 松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | 三秋 畑 外2筆 |
| 権利の種類 | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | 令和3年4月1日～令和13年3月31日の 10年間 |
| 作付け予定作物 | 果樹 |

2番

| | |
|------------------|-----------|
| 利用権の設定を受ける者（借り手） | 松山市 ○○ ○○ |
|------------------|-----------|

| | | | |
|-----------|-------|-----|------------------------------|
| 利用権を設定する者 | (貸し手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | | 三秋 | 畑 |
| 権利の種類 | | | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | | | 令和3年4月1日～令和13年3月31日の 10年間 |
| 作付け予定作物 | | | 果樹 |

3番

| | | | |
|-------------------|-------|-----|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者 (借り手) | | 下三谷 | 〇〇 〇〇 |
| 利用権を設定する者 | (貸し手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | | 下三谷 | 田 外1筆 |
| 権利の種類 | | | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | | | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | | | 水稻 |

4番

| | | | |
|-------------------|-------|-----|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者 (借り手) | | 下三谷 | 〇〇 〇〇 |
| 利用権を設定する者 | (貸し手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | | 下三谷 | 田 外1筆 |
| 権利の種類 | | | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | | | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | | | 水稻 |

5番

| | | | |
|-------------------|-------|-----|-----------------------------|
| 利用権の設定を受ける者 (借り手) | | 下三谷 | 〇〇 〇〇 |
| 利用権を設定する者 | (貸し手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | | 下三谷 | 畑 |
| 権利の種類 | | | 使用貸借権設定 |
| 契約期間 | | | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 |
| 作付け予定作物 | | | 水稻 |

6番

| | | | |
|-------------------|--|-----|-------|
| 利用権の設定を受ける者 (借り手) | | 下三谷 | 〇〇 〇〇 |
|-------------------|--|-----|-------|

| | | | |
|-----------|-------|-----------------------------|-------------------|
| 利用権を設定する者 | (貸し手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | | 下三谷 | 田 |
| 権利の種類 | | 使用貸借権設定 | |
| 契約期間 | | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 | |
| 作付け予定作物 | | 水稲 | |

7番

| | | | |
|------------------|-------|-----------------------------|-------------------|
| 利用権の設定を受ける者(借り手) | 下三谷 | 〇〇 | 〇〇 |
| 利用権を設定する者 | (貸し手) | 松山市 | 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 |
| 利用権設定地 | | 上野 | 田 外1筆 |
| 権利の種類 | | 使用貸借権設定 | |
| 契約期間 | | 令和3年3月30日～令和8年3月29日の 5年間 | |
| 作付け予定作物 | | 水稲 | |

以上です。

議長

番号1、番号2について、地元委員の説明をお願いします。

〇〇推進委員

当該農地は現在〇〇工事現場の近くになりまして、周辺の迷惑になるような場所ではありません。貸渡人の〇〇さんの農地は、紅まどんなと甘平、ヘイワードを作付けすると聞いています。貸渡人の〇〇さんの農地は、ヘイワードを引き継いでやると聞いています。借受人の〇〇さんは松山市に在住で、通勤で農業をすると伺っています。三秋地区の人・農地プランに参入していただくことになっています。

議長

この農地は、私も農業委員として借受人の〇〇さんと現地確認をいたしました。2カ所はウンボを入れて、キウイが植えることができる状態です。あとの3カ所は、既存の物を引き続いて管理をしていきます。意欲をもって就農されるということで、ご報告させていただきます。

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画、目標等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

私は、農業を始めようと思ったのは、前職で肥料・農薬・資材の販売で農家さんを回って栽培指導等をさせていただく中で、今後の農業の可能性を確認できたので、新規で就農しようと思いました。

目標は、露地果樹、施設果樹で考えております。将来の農業経営構想ですが、中晩柑類や落葉果樹を経営基盤とし、生産力を一番として考えています。地域の耕作放棄地を借り受けて、栽培面積を確保していき、人を雇用できるように農業を拡大していきたいと思っています。作目としては、果試28号を15a、ヘイワード17a、露地レモンは10aということで開始させていただこうと考えています。今後導入したい機械・施設は、ユンボ、キウイ棚、簡易ハウス、動噴、灌水ポンプ、軽トラックを考えています。

多品目生産によるリスクの分散を考え、作業内容の見直しによる低コスト化、効率的な農業経営を目指していきたいです。

当面経営従事は私一人で、収穫期、出荷に関しては、両親に手伝っていただこうと考えています。技術的な習得状況は、〇〇の研修センターで果樹コースを1年間受講しています。

〇〇農業委員

機械の購入の目標を見せていただきましたが、ユンボを購入するとありますが、利用度が多いのですか。リースの方が費用面でいいと思うのですが、そこはどうお考えですか。

〇〇さん

近辺で、リース業者を探しましたが、貸してくれるところが無い状態で、高知のリース会社から3か月ほどリースしましたが、果樹の場面においては、抜根、園内整備等を考えた時に機械購入が必要であると判断しました。早期に導入できると耕作放棄地の開墾スピードが速いため、購入でご理解いただきたいと思っています。

〇〇農業委員

貸してくれるところが無いということですが、自分で重機を持っていますと、古くなるとメンテナンスでかなりお金を投資すると思っていまして、借りてきた方が安いと認識していまして、採算が合うかどうか本当に見当させていただきたいです。3か月も重機を利用することは今後あるのですか。

〇〇さん

5 か年から 10 か年の就農計画では、開墾して土地を利用していき、園内道がないので園内道の整備を考えた時に今後の活用用途はあります。維持費ですが、私の知人で重機メーカーの整備士がいますので、整備士の手を借りながらやっていけば、リースと比べるとそこまで負担にはならないため、導入を検討しています。

議長

特に三秋地区は果樹の耕作放棄地が多い地区になりますので、重機で開墾しないとなかなか新たな園地は難しい地域でございます。そういったことがあって重機の購入を検討していると思いますが、なるべく節約することはした方がいいですから、再度ご検討いただけたらと思います。

<新規就農者退室>

議長

番号 1、2 について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 1、2 につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号 1、2 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号 3 から番号 7 までにつきまして地元委員さんの補足説明をお願いします

〇〇推進委員

3 番に関しましては、面積が少ないので心配していましたが、何とか耕作していただくことになりました。4 番、5 番、6 番、7 番につきましても作る方をよく知っていますけど、何も問題等はありませんので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号 3、4、5、6、7 についてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 3、4、5、6、7 につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3、4、5、6、7につきまして承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第46号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第46号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第46号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申請人 双海町上灘 ○○ ○○

土地所有者 双海町上灘 ○○ ○○

申請地 双海町上灘 田

転用目的 太陽光発電施設及び宅地敷地拡張

申請人は、自宅の隣にある申請地に自身の名義で太陽光発電施設を設置するために、転用申請に至ったものであります。しかし、当該農地は約半分が、自宅の駐車場として利用されており、今回の転用協議において、関係法規に対する認識不足により、転用手続きを実施せずに、平成〇〇年頃に駐車場として造成していたことがわかり、自宅のための敷地拡張としての是正転用手続きと新規の太陽光発電施設設置を併せた転用許可申請となっております。

申請地は、双海町の〇〇集落の東側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

議案第46号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんから依頼を受けまして現地を見まして、たしかにカーポートはありました。太陽光についても現地確認しまして、小規模な太陽光設備となっておりまして、太陽光予定地の前に家がありますが、その家の方に了解は得ていることを確認し、担当区長さん

からも了承を得ていることを確認しましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第46号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第46号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第46号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第47号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第47号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

| | | | |
|--------|------------|--------|-----|
| 貸渡人 | 伊予郡松前町 | 〇〇 | 〇〇 |
| | 伊予郡松前町 | 〇〇 | 〇〇 |
| 借受人 | 東京都 | 株式会社〇〇 | |
| 申請地 | 稻荷 | 畑 | 外4筆 |
| 転用目的 | コンビニエンスストア | | |
| 権利の種類等 | 賃貸借権 | | |

申請人である法人は伊予市において新規の店舗展開を図るべく、候補地を選定していたところ、立地条件・規模等において最適である当該農地を選定し、農地5筆、宅地1筆の計6筆を一体利用地としてコンビニエンスストアとして利用するため、所有者との貸し借りの話がまとまり、今回の転用申請に至ったものであります。

申請地は、稻荷の〇〇集落の北側にある〇〇の角地に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

議案第47号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

ご主人さんが亡くなられてから荒れていまして、奥さんと娘さんが相続をしたことによって、今回の話がまとまったようです。地元としては、荒れてしまうよりいいと思いついて、下水も道路まで工事ができましたので、排水も便利になったと思います。よろしくお願ひします。

議長

議案第47号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第47号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第47号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

■議案第48号 非農地証明願ひについて

議長

議案第48号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願ひについて、次のとおり農業委員の承認を求めらる。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

| | | | |
|-------|-----------------|----|-----|
| 申出人 | 稲荷 | 〇〇 | 〇〇 |
| 土地所有者 | 稲荷 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申出地 | 稲荷 | 畑 | 外1筆 |
| 証明書 | 非農地証明 | | |
| 現状 | 20年以上前に植林している状態 | | |

申請人の父が樹園地として耕作していたが、車両が入れない土地であったことと、父が高齢のため管理が難しくなり関係法規に対する認識不足により平成〇〇年頃に檜を植林したということです。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんは農家を少ししてしまして、山は管理できていません。荒れている山で、〇〇さんも管理ができていなかったということで、認識不足だったとのことですので。よろしくをお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

| | | | |
|-------|-----------------|----|------|
| 申出人 | 松山市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 土地所有者 | 松山市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申出地 | 中山町佐礼谷 | 畑 | 外10筆 |
| 証明書 | 非農地証明 | | |
| 現状 | 20年以上前に植林している状態 | | |

申請人の父が高齢化等の今後のことを考え、関係法令に対する認識不足のため、平成〇〇年頃に檜を植林したということです。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

申請人は松山市在住で、前回も除外の申請がありました案件でございます。現地も周囲が山林のため問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、9ページをお開きください。

■議案第49号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第49号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1、2につきまして関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

| | | | |
|-------|-------|----|-----|
| 申出人 | 今治市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 土地所有者 | 今治市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申出地 | 中山町出渕 | 畑 | 外5筆 |

2番

| | | | |
|-------|-------|----|----|
| 申出人 | 今治市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 土地所有者 | 今治市 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申出地 | 中山町出渕 | 畑 | |

1番、2番ともに転用目的は植林になります。

申出地は、長年申請者により管理されていたが、現在は今治市に居住しており、高齢化により管理が難しいため、杉の植林を実施するため農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

担当委員の〇〇推進委員が欠席ということで、〇〇推進委員より地元委員説明内容を伺っていますので、事務局が代理で発表いたします。

申請者は夫婦で、今治市の娘さん夫婦と住んでいます。市外に住んでいるため、管理が難しいので、木を植えたいという事です。周辺の農地も山林化しているため、影響等はありませんので、ご審議の程よろしくお願いします。

とのことです。地元委員の説明については以上になります。

議長

番号1、2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1、2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

| | | | |
|-------|-------|----|----|
| 申出人 | 中山町中山 | 〇〇 | 〇〇 |
| 土地所有者 | 中山町中山 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申出地 | 中山町中山 | 畑 | |
| 転用目的 | 植林 | | |

申出地は現在栗畑として管理していますが、急傾斜地であり、申請人も高齢のため管理が難しいことから、檜の植林を実施するために農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

申請地は大変な山の上にあります。周辺は山林化していますが、〇〇さんだけ頑張って栗畑を維持していたのですが、とにかく急こう配で、肥料をまいても落ちていくぐらいです。高齢のために農作業における危険性を感じたので、この園地については転用したいとのことです。場所がいい農地はできるかぎり農地として守っていきたいとのことです。跡取りである長男は勤めているので農業をしないということです。借り手も当たってみましたが、急こう配のため作業が難しいのと、山の上ということで距離が遠いということで借りてはいないということで、林地化をして有効利用するというので、致し方ないと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

| | | | |
|-------|--------|----|----|
| 申出人 | 喜多郡内子町 | 〇〇 | 〇〇 |
| 土地所有者 | 喜多郡内子町 | 〇〇 | 〇〇 |
| 申出地 | 中山町出渕 | 畑 | |
| 転用目的 | 植林 | | |

申出地は申請者が栗を栽培していたが、収穫時にはイノシシの食害によりほとんど収穫できず、申請者も高齢になり、後継者もないことから管理が難しくなったため、関係法規に対する認識不足により平成〇〇年頃に杉と桧を植林しました。すでに山林化しているため復旧は難しいことから、是正転用を行うために農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

この地区は〇〇地区ですけど、その土地に行くためには山の中の道に行く必要がありますが、荒れていて急傾斜地でなかなか行くことは難しい場所です。復旧は難しいので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号4につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をおお願いします。

事務局

5番

申出人 双海町上灘 ○○ ○○
土地所有者 双海町上灘 ○○ ○○
申出地 双海町上灘 田 外1筆
転用目的 農家住宅

申請人は現在双海町にて土地所有者である親世帯と同居して農業に従事しているが、家事道具の増加により手狭となったことから早急に住宅を建築したいということになり、申請人の父の農地に農家住宅を建築するために農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○推進委員

申請者は○○をしていましたが、○○年前に定年を迎え本格的に農業に参入することです。手狭であり農業をやるということで、今回の申請になりましたので、よろしくをお願いします。

議長

番号5につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、11ページをお開きください。

■議案第50号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議長

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及び

その達成に向けた活動計画について、次のとおり農業委員会の承認を求める。
事務局の説明をお願いします。

・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より内容の説明あり

議長

議案50号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案50号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案50号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、12ページをお開きください。

第3

■報告第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第17号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第17号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

| | | |
|--------|-------|--------|
| 譲渡人 | 大阪府 | 〇〇 〇〇 |
| 譲受人 | 松山市 | 〇〇株式会社 |
| 届出地 | 尾崎 | 田 |
| 転用目的 | 分譲宅地 | |
| 権利の種類等 | 所有権移転 | |

2番

| | | |
|------|------|--------|
| 譲渡人 | 尾崎 | 〇〇 〇〇 |
| 譲受人 | 松山市 | 〇〇株式会社 |
| 届出地 | 尾崎 | 田 |
| 転用目的 | 分譲宅地 | |

権利の種類等 所有権移転

3番

譲渡人 東京都 ○○ ○○
伊予郡松前町 ○○ ○○
譲受人 松山市 ○○株式会社
届出地 尾崎 田
転用目的 分譲宅地
権利の種類等 所有権移転
以上です。

議長

報告第17号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして13ページをお開きください。

■報告第18号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第18号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

貸出人 上吾川 ○○ ○○
借受人 伊予郡松前町 有限会社○○
届出地 上吾川 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 使用貸借権設定

2番

貸出人 米湊 ○○ ○○

| | | | |
|--------|------|---------|----|
| 借受人 | 大平 | 〇〇 | 〇〇 |
| 届出地 | 本郡 | 田 | |
| 解約事由 | 双方合意 | | |
| 権利の種類等 | 基盤法 | 使用貸借権設定 | |

3番

| | | | |
|--------|------|---------|----|
| 貸出人 | 下三谷 | 〇〇 | 〇〇 |
| 借受人 | 下三谷 | 〇〇 | 〇〇 |
| 届出地 | 下三谷 | 畑 | |
| 解約事由 | 双方合意 | | |
| 権利の種類等 | 基盤法 | 使用貸借権設定 | |

以上です。

議長

報告第18号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・令和3年度農業委員会総会開催予定日及び活動日程について
- ・令和3年度第1回役員会の開催について
- ・令和3年度年金推進部長の選出について

事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年4月30日(金曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を開催予定としております。

以上で、第9回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第9回3月の伊予市農業委員会総会を終了致します。
一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時40分 閉会)